

「墨子」における「財」の交換

岡本光生

問題の提起

手工業が農業から分離・獨立していることへの認識、換言すれば物財が分業組織によつて生産され、ある個人の消費生活が他者の生産物を消費することによつて成立していることへの認識は、中國古代の思想家にあつて廣くみられる。⁽¹⁾

たとえば荀子は物財の生産の側面において、農、工、賈の分業を前提に「相高下、視燒肥、序五種、君子不如農人。通財貨、相美惡、辨貴賤、君子不如賈人。設規矩、陳繩墨、便備用、君子不如工人」（儒効）と述べ、また消費の側面において「百技所成、所以養一人也」（富國）、すなわち一人の人間の消費生活はさまざまな工人の生産物に依存することによつて成立するとしている。また「北海則有走馬吠犬焉、然而

「墨子」における「財」の交換（岡本）

中國得而畜使之。南海則有羽翮齒革曾丹干焉、然而中國得而財之。東海則有紫綿魚鹽焉、然而中國得而衣食之。西海則有皮革文旄焉、然而中國得而用之。故澤人足乎木、山人足乎魚、農夫不斲削不陶冶而足械用、工賈不耕田而足菽粟」（王制）と述べ、地域間の物財の流通と農、工、賈間の生産物の流通による相互依存によつて澤人、山人そして農、工、賈それぞれの生活が可能となるとする。管子もまた「故先王使農士商工四民、交能易作、終歲之利、無道相過也」（治國）としている。小稿は墨家においてこうした認識が存在したか否かを分析し、そこから墨家思想が他の諸思想と區別される特質を明らかにしていきたいのであるが⁽²⁾、考察に先立つて、問題の性質をより明確にすべく、唐慶増が「孟子の分業理論ははなはだ精密周到である」、胡寄窗が「先秦各學派の分業

概念はおおむね使用價値を基礎とする社會分業概念の範疇を超えておらず、交換價値を増加させる角度から分業を考察してはいない。そのなかで儒家の孟軻は社會的分業の必要性に對してもっとも透徹した理解を發揮している」と評價する、分業についての孟子の認識の概略を明らかにしておきたい。

滕文公上篇にみえる「神農の言」を奉ずる自給自足論者許行の徒、陳相との対話において、孟子は陳相自身の口から農耕の片手間に冠を織り、鐵製の農具を作ることは「害於耕」であり、「百工之事、固不可耕且爲也」であるがゆえに、ほかならぬ許行自身、冠および鐵製農具を製作せず、「以粟易之」すなわち自身の生産物である粟との交換によつてそれらを入手していることを明らかにさせた。とすれば、孟子が「以粟易械器者不爲厲陶冶、陶冶亦以其械器易粟者、豈爲厲農夫哉」と陳相に反問したように、孟子及び陳相にあつても、農民と手工業者の間の相互交換と相互依存が認識されていることは明らかであるう。

しかるに孟子にあつて、この相互依存關係が、兩者の直接的關係において結ばれるのではなく、農民と手工業者との間に介在し、兩者を媒介・結合する機能を擔う存在によつて、いわば間接的に取り結ばれる、ということがここで注意される。すなわち孟子は、農民と手工業者とが生産する餘剰を相互に交換する機能を擔う存在の必然性を「子不通功易事、以羨補不足、則農有餘粟、女有餘布。子如通之、則梓匠輪輿皆得食於子」（滕文公下）と指摘し、さらに「古之爲市也、以其所有易其所無者、有司以治之耳」（公孫丑下）として、不特定多數の人々が相互の餘剰と不足とを平均ならしめる交換の場としての「市」なるものを想定するのである。

本農末商を唱え、抑商政策を探る「商君書」にもまた「商」

の存在とその機能についての言及がみられる。まず「商君書」去彊篇に「農商官三者、國之常食官也」とある。ここで

「食」は俞樾の言うように衍字であろう。「官」は後述する「呂氏春秋」上農篇との類比から「工」の誤りだとする王時潤説（蔣禮鴻「商君書錐指」所引）もあるが、「農商官三者、國之常食官也」。農辟地、商致、官法民」とある弱民篇との連關からいえば、その説は成立しないであろう。ところで范欽の校訂本（四部叢刊所收）には弱民篇の「商致」の部分が、「商致物」となっている。これによれば、「商」の機能は「物を致す」ところに求められることになる。なお、ここで「工」が取り上げられていないのは、後述する墨家の分業論との類似を示しており、注意されよう。さらに抑商にかかわる言説を展開する農戰篇で、學者・技藝の士が耕戰の士の志氣を沮喪せしめる存在として把握されているのにたいし、商人はそのなかに數えられてはいない。このことに注目して「百人農一人居者王。十人農一人居者強。半農半居者危」（農戰）における「居」は「沽」に通じ、「賈」、「あきなう」と訓む説があるが、とすれば、一定の割合で「居」、すなわち「賈」の存することは「王」によって治められる社會にとって當然のことなのである。問題なのは、「居」の存在それ自體では

なく、それが農との對比において一定の割合を越えてしまうことなのだ。

社會における「商」の存在の必然性について言及するのは法家の典籍ばかりではない。重農論的農業政策を主張する「呂氏春秋」上農篇には「民自七尺以上、屬諸三官。農攻粟、工攻器、賈攻貨」、身長七尺以上、すなわち二〇歳を超えた民は農、工、貢の三官のいずれかに所屬しなければならないとされる。社會の必須な構成要素として「農」「工」と並んで「賈」が擧げられているのである。

以上のようにみてきたとき、抑商政策を探る、あるいは重農政策を探る學派においても、「商」の存在は當然のこととして前提されており、その機能は社會にとって必須なものとされているのである。

「墨子」節葬下篇は「若法若言、行若道、使王公大人行此、則必不能蚤朝晏退、治五官六府、辟草木、實倉廩。使農夫行此、則必不能蚤出夜入、耕稼樹藝。使百工行此、則必不能修舟車、爲器皿矣。使婦人行此、則必不能夙興夜寐、紡績織紝」として「農夫」、「婦人」と「百工」、すなわち農業と手工業との間の分業について述べている。このことから明らかなように、墨家もまた、生産の側面における手工業の農業

からの分離、獨立を確認し、また「是故古者聖王制爲節用之法、曰、凡天下群百工、輪車轄匏陶冶梓匠、使各從事其所能」（節用中）として「群百工」の間にみられる分業、換言すれば「分工」にまで言及していた。ただ、ここで注意しなくてはならないのは、この分業論において、「農夫」と「百工」、すなわち農民と手工業者との間に介在し、兩者を媒介、結合する機能、すなわち「商」の機能が問題にされていないことである。もちろん墨家がまったく「商人」の存在に言及していないわけではない。貴義篇に「今、士之用身、不若商人之用一布之慎也」、また「商人之四方市。賈倍徙⁽⁶⁾、雖有關梁之難、盜賊之危，必爲之。今、士坐而言義、無關梁之難、盜賊之危，此爲倍徒不可勝計、然而不爲、則士之計利、不若商人之察」とあるのがそれである。しかしここでの「商人」は一布を賣るさいにも慎重であり、明察さを武器に關梁の難、盜賊の危を冒しても「利」を追求する存在として把握され、そうした存在のあり方において「士」と對比されるのである。換言すれば「商人」は、その媒介機能において、すなわち農民と手工業とを結合するといった機能において問題とされているわけではない。

孟子において當然問題とされていた「商」の媒介機能への

着目のこと、これはたんなる偶然であろうか。もしそれが偶然でないとすれば、墨家の分業論は、それらしい體裁をとつて孟子、荀子、管子と共に通の側面を持つとはいいうものの、その實質においてはそれらとは異質なのではないのか、という疑問が生ずる。

かくてわれわれは、そうした角度から再び墨家の分業論を問題にしたいのである。

注

(1) 唐慶增「中國上古經濟思想史」(一九七五年、古亭書屋)。

胡寄窗「中國經濟思想史」上(一九六二年、上海人民出版社)。石母田正「古代社會と手工業の成立——とくに觀念形態との關連において——」(「古代史講座」第九卷、一九六三年、學生社)などを参考。

(2) 唐慶増は「われわれは、墨子の經濟思想のその他の部分にたいしては不満を感じる部分があるが、しかし、分業理論には絶えて缺點がないのである」(前掲書一八五頁)と述べ、胡寄窗は「墨子の分業概念には取るべきところがある。かれはすでに社會的分業および一つの生產單位における勞働過程の分業を氣づいているし、さらに地域間の分業、性の相違によって自然に進行する自然的分業にも氣づいている」(前掲書一三九頁)と述べている。

(3) 唐慶增前掲書一一〇頁。胡寄窗前掲書五〇二頁。

(4) 宮崎市定氏「賈の起源に就いて」(全集五、一九九一年、岩波書店)二八九と二九〇頁を参照されたい。

(5) 「身長七尺以上」の意味するところについては渡邊信一郎氏「呂氏春秋上農篇蠡測——秦漢時代の社會編成——」(「京都府立大學學術報告『人文』三三、一九八一年」)を参照されたい。

(6) 原文は「信徒」。畢沅の校に従い、「倍徒」に改める。なお「徒」は「徒」に通じる。以下「墨子」からの引用は「墨子」開詁により、文字の校改についてはとくに注記しない場合がある。

墨家の分業論

「墨子」節葬下篇はすでにみたごとく以下のような分業論を展開する。

若法若言、行若道、使王公大人行此、則必不能蚤朝晏退、治五官六府、辟草木、實倉廩。使農夫行此、則必不能蚤出夜入、耕稼樹藝。使百工行此、則必不能修舟車、爲器皿矣。使婦人行此、則必不能夙興夜寐、紡績織紙。この分業論においては「農夫」「婦人」とともに「百工」の存在が取り上げられているが、墨家において「工」はそもそも

「墨子」における「財」の交換(岡本)

もいかなる存在として把握されているのか、「農夫」「婦人」とともに並列される獨立した存在であるよりも、むしろ君主に隸屬した存在として把握されているのではないか、このことをまず疑問として挙げられる。また、それに關連して墨家の分業論にあつては、一般的にはむしろ「農夫」と「婦人」との間の分業、性別による分業のみが取り上げられているのではないか、「商」に言及されないのはもちろん、「工」にも言及されないのでないか、このこともまた疑問として挙げられる。第一の點に關連して、「工」の技能が、君主とかわりにおいていかなる位置に置かれていたのかを少しく考察しておきたい。

この問題を考察するさい

今王公大人、有一衣裳、不能制也、必藉良工。有一牛羊、不能殺也、必藉良宰(尚賢中)

および

今、王公大人、有一牛羊之財、不能殺、必索良宰。有一衣裳之財、不能制、必索良工。(中略) 王公大人、有一罷馬、不能治、必索良醫。有一危弓、不能張、必索良工。(尚賢下)

とある箇所が注意される。

「尙賢」論の分析という觀點からすれば「賢」が技能とアナロジカルに語られていることに注意が向くが、「工」の身分という觀點からして注意されるのは、「良工」によつて「制」し、「張」る對象とされる「一衣裳之財」「一危弓」は、他の物財との交換を前提としておらず、「良工」の技術の加わる以前は當然としても、以後も「良工」の自由な處分にまかされるのではなくして、依然として王公大人の所有物だ、ということである。すなわち、ここでの「良工」の「良」なる技術は、交換の場にかかるのではなく、常に王公大人に隸屬しているのであり、従つてその技術の擔い手である「良工」もまた王公大人に奉仕する存在といえよう。

なお、「工」の身分的位置づけに關して注意されるのは尙賢上篇に「在農與工肆之人」とある箇所である。この「肆」の解釋については「墨子問詫」が引用する「論語」子張篇の「百工居肆、以成其事」とある箇所が、「工」と「肆」とのつながりからいつても参考となる。「論語正義」はこの「肆」を「此肆字卽市肆之肆。市中百物俱集。工居於此、則物之良苦民之好惡、無不知之。故能成其事」と解釋する。この解釋に従えば「墨子」の「在工肆之人」は、「市」において「物之良苦民之好惡」を知つて事を成す、換言すれば民との交換

を前提として製品を製造する、自立した手工業者ということにならう。一方、邢昺の疏、朱熹の集注は「肆、謂官府造作之處」としており、これに従えば「在工肆之人」は官府に隸屬した存在となる。「論語」の當該箇所の解釋はともかくとして、「墨子」の「在工肆之人」をいかに解釋すべきか、といふ問題に限定したとき、これまでの考察との關連から言えば、「肆、謂官府造作之處」とする解釋が妥當ではなかろうか。

このように考えられるとき、墨家の分業論において、以下にみるように、手工業が農業と並んで、一つの獨立した單位としては把握されていないのも當然かも知れない。

以下、墨家の分業論についてそのことをみてみよう。墨家の分業について言及は、節葬下篇以外に次の箇所にみられる。

使丈夫爲之、廢丈夫耕稼樹藝之時、使婦人爲之、廢婦人紡績織紝之事。今、王公大人唯母爲樂、虧奪民衣食之財、以拊樂如此多也（非樂上）

今、人固與禽獸麋鹿輩鳥貞蟲異者也。今之禽獸麋鹿輩鳥貞蟲、因其羽毛以爲衣裘、因其蹄足以爲綺履、因其水草以爲飲食。故唯使雄不耕稼樹藝、雌亦不紡績織紝、衣食之財

固已具矣。今、人與此異者也。賴其力者生、不賴其力者不生。君子不強聽治、卽刑政亂、賤人不強從事、卽財用不足（非樂上）

今、天下之士君子、以吾言不然。然卽姑嘗數天下分事、而觀樂之害。王公大人蚤朝晏退、聽獄治政。此其分事也。

士君子竭股肱之力、亶其思慮之智、內治官府、外收斂關市山林澤梁之利、以實倉廩府庫。此其分事也。農夫蚤出暮入、耕稼樹藝、多聚菽粟。此其分事也。婦人夙興夜寐、紡績織紝、多治麻糸葛緒、綑布縷。此其分事也（非樂上）

今也王公大人之所以蚤朝晏退、聽獄治政、終朝均分、而不敢怠倦者、何也。……今也卿大夫之所以竭股肱之力、殫其思慮之知、內治官府、外斂關市山林澤梁之利、以實官府、而不敢怠倦者、何也。……今也農夫之所以蚤出暮入、強乎耕稼樹藝、多聚菽粟、而不敢怠倦者、何也。……今也婦人之所以夙興夜寐、強乎紡績織紝、多治麻糸葛緒、捆布縷、而不敢怠倦者、何也（非命下）

雖毋在乎王公大人、藉若信有命、而致行之、則必怠乎聽獄治政矣。卿大夫必怠乎治官府矣、農夫必怠乎耕稼樹藝、婦人怠乎紡績織紝矣。王公大人怠乎聽獄治政、卿大夫怠乎治官府、則我以爲天下必亂矣。農夫怠乎耕稼樹藝、婦人怠

「墨子」における「財」の交換（岡本）

平紡績織紝、則以我爲天下衣食之財、將必不足矣（非命下）
これらの箇所において共通することは、王公大人、士君子に對する農夫、婦人というかたちでの支配者—被支配者の間に、經濟的な意味での分業が、もっぱら「農夫」の朝早くから夕暮れまでの「耕稼樹藝」と「婦人」の早朝から深夜までの「紡績織紝」との間の、すなわち性別による分業として把握されていることである。墨家の分業論は「分事」という表現があり（非樂上）、それらしい體裁をとっているものの、その實質において、家族の單位での単目的な結合の可能な男女間の性的、家庭内分業への注目が主流をなし、そうであればこそ、分業の結合の側面が問題とされていないのかもしれない。換言すれば、分業の兩極の間に介在し、兩者を媒介、關係せしめる機能についての言及が缺如しているのかもしだい。

かくて一つの問題が生ずる。すなわち、主として、家族の単位で結合可能な男女間の性的分業を取り上げ、また農業と手工業との分業を取り上げたにしても（節葬下）、また「工」の内部における「分業」に言及したにしても（節用中）、「工人」が君主に隸屬した存在として把握され、獨立した存在と

して把握されてはおらず、また分離した兩者の間に介在し、兩者を媒介、結合する機能を考慮していない墨家において、物財の生産と消費の兩面における、他者とのかかわり、相互關係の問題は、いかに考えられていたのか、あるいは考えられていなかつたのだろうか、むしろほとんどの場合、農業と手工業との分離を想定していないことからすれば、家族單位での完結を考えればよいのであって、他者とのかかわりを考える必要はなかつたのではないか、こうした問題が生ずるのである。

「交相利」と「分財」

前節の最後に經濟的な次元における他者とのかかわりの問題を、墨家についてみた場合、男女間の分業のみを問題とする墨家においては、そうした問題が提起される必然性は、必ずしもないのではないか、という疑問を提出した。とすれば、墨家が「有財者、勉以分人」(尚賢下)、「至有餘力不能以相勞、腐歎餘財不以相分、隱匿良道不以相教、天下之亂、若禽獸然」(尚同上)として分配の問題を論じ、あるいは「以兼相愛交相利之法易之。然則兼相愛交相利之法、將奈何哉」(兼愛中)として、「利」の交換の問題を論じていていることをど

のように考えたらよいのであろうか、墨家における分配と交換の問題は、いかなる性質の問題なのであろうか。

兼愛上篇において墨家は「子自愛不愛父。故虧父而自利。……父自愛也、不愛子。故虧父而自利。兄自愛也、不愛弟。故虧弟而自利。君自愛也、不愛臣。故虧臣而自利。」と述べ、「利」を媒介に他者と肯定的な關係を取り結ぶ可能性を

否定し、「利」をもっぱら否定的に把握しているが、中篇および下篇は一轉して「兼相愛交相利」の主張、すなわち「利」を媒介として他者と肯定的ななかかわりあいを取り結ぶことを主張する。中、下篇にみえる「交相利」なる概念は、「況於兼相愛交相利、則與此異矣。夫愛人者、人必從而愛之、利人者、人必從而利之。惡人者、人必從而惡之、害人者、人必從而害之」(兼愛中)、また「卽必吾先從事乎愛利人之親、然後人報我以愛利吾親也」(兼愛下)と説明されている。すなわち、「交相利」の概念は、不特定多數の人々相互の間に成立する「利」の交換ではなくして、「他者を利した人」とその「その利を返報する他者」、「わが親を愛利する人」と「その人の親を愛利する私」という特定の關係にある相互の間に成立する應酬關係、まさに墨家が兼愛下篇に引用する詩に「無

言而不讐、無德而不報、投我以桃、報之以李」とあるように「利した人」と「利され、また利をしかえす人」との間にのみ成立する相互依存、相互交換の關係ということが言えよう。

以上みてきたところによれば、「交相利」による經濟的な相互關係は、特定の人ととの間のみに限定され、それを越えた廣がりを持たない相互關係であって、たとえば孟子のいう「以其所有易其所無」（公孫丑下）する「市」において成立する不特定多數の人々の間の相互關係のような社會的廣がりをもつたものではないのである。

「交相利」とともに墨家が取り上げる經濟的次元での他者とのかかわりは、尙賢下篇に「曰、今也、天下之士君子、皆欲富貴而惡貧賤。曰、然女何爲而得富貴而辟貧賤。莫若爲賢。爲賢之道、將奈何。曰、有力者、疾以助人、有財者、勉以分人、有道者、勸以教人」とある箇所にみられる。ここで「有財者、勉以分人」すなわち財を他者に分つことは「有力者、疾以助人」および「有道者、勸以教人」とならんで「爲賢之道」とされる。「爲賢」は「富貴」となるための手段として捉えられるがゆえに、必ずしも「貴」ではない「有財者」は「財を分つ」、すなわち一時的には富を損することによって、

「墨子」における「財」の交換（岡本）

「爲賢之道」を實行し、結果的に「富貴」、それは後述するように古の聖王によつて公認された「富貴」である、となるのである。

ところで、墨家において「賢」なること、「高爵」を得てること、「富貴」なることの三者が互いに密接に關連していることは注意されよう。すでにみた尙賢下篇の「曰、今也、天下之士君子、皆欲富貴而惡貧賤。曰、然女何爲而得富貴而辟貧賤。莫若爲賢」、また中篇の「故古者聖王、甚尊尚賢而任使能。不黨父兄、不偏貴富、不嬖顏色。賢者舉而上之、富而貴之、以爲官長、不肖者抑而廢之、貧而賤之、以爲徒役」とあるところから「賢」と「富貴」との關係は、「賢者」は「富貴」なのであり、「富貴」になるためには「賢者」となるしか方法がない、ということになる。さらに「賢」と「爵」との關係について「故古者聖王之爲政、列德而尚賢。雖在農與工肆之人、有能則舉之。高予之爵、重予之祿、任之以事、斷予之令」（尙賢上）、また「古者聖王、唯母得賢人而使之、般爵以貴之、裂地以封之、終身不厭」（尙賢中）と述べ、また「不肖者」について「不肖者抑而廢之、貧而賤之、以爲徒役」（尙賢中）としているところからすれば、「古者聖王」から「賢者」は「高爵」を授けられ、「高爵」を授けら

れるには「賢」となるしかない、「不肖者」と「爵」とは相容れない、ということになる。

このようにみてくると、「財有るものが財を人に分つ」とが、「賢」なる行爲である以上、墨家がここで明言しないにしても、この行爲は「爵」に結びつく行爲ということにならないであろうか。「爵」に、換言すれば「爵」を授ける権限を持つ君主に媒介されて、「財」が「有財者」から「無財者」へ分配されていく、「有財者」と「無財者」とが「爵」に媒介されてかかる、ということになる。

ところで、「爵」が「賢」と、そして「富貴」と密接に関連するものとして把握されるのは、中國上代の思想において一般的なことであろうか、ここで孟子および荀子の「爵」への言及——そしてそれは、あまり重要な取扱いを受けてはないのであるが——をみてみたい。

孟子における「爵」への言及は、きわめてわずかしかなく、この問題についての孟子の關心はきわめて薄いのではないかろうか。弟子の北宮錡が、周代の爵祿制について問うたとき、孟子は「其詳不可得聞也、諸侯惡其害己也、而皆去其籍。然而軻也嘗聞其略也。天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子、男同一位、凡五等也。君一位、卿一位、大夫一位、

上士一位、中士一位、下士一位、凡六等也。天子之制、地方千里、公侯皆方百里、伯七十里、子、男五十里、凡四等。不能五十里、不達於天子，附於諸侯、曰附庸。天子之卿受地視侯、大夫受地視伯、元士受地視子、男。大國地方百里、君十卿祿、卿祿四大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也。小國地方五十里、君十卿祿、卿祿二大夫、大夫倍上士、上士倍中士、中士倍下士、下士與庶人在官者同祿、祿足以代其耕也。耕者之所獲、一夫百畝、百畝之糞、上農夫食九人、上次食八人、中食七人、中次食六人、下食五人。庶人在官者、其祿以是爲差」（萬章下）と答えている。ここにおいて注意すべきことは、回答の重點が「爵」制度ではなく、むしろ「祿」制度、とくに天子から農民にいたるまでの土地の分配制度に置かれていることである。孟子によれば、「爵」にかかるのはごく少數の「爵」の保有者のみであり、それに對し土地の分配制度は農民、しかも下農にまでかかわってくる制度であり、従つてかれの關心が土地の分配制度に置かれるのは當然であろう。孟子の「爵」への關心の薄さは「〔孟子〕曰、豈謂是與。曾子曰、晉楚之富、不可及也。彼以其富、我以吾仁。彼以其爵、我以吾義。吾何慊乎哉。夫豈不義而曾子言之。是或一道

也。天下有達尊三。爵一。齒一。德一。朝廷莫如爵、鄉黨莫如齒、輔世長民莫如德。惡得有其一以慢其二哉」（公孫丑下）とあるところにもみられる。ここで「爵」は朝廷においてのみ機能し、鄉黨において、そして「輔世長民」という民と接觸する場においては何の機能もはたさない、とされる。墨家の「爵」が「故古者聖王之爲政、列德而尚賢。雖在農與工肆之人、有能則舉之。高予之爵、重予之祿、任之以事、斷予之令。曰、爵位不高、則民弗敬、蓄祿不厚、則民不信。政令不斷、則民不畏。舉三者、授之賢者。非爲賢賜也。欲其事之成。故當是時、以德就列、以官服事、以勞殿賞、量功而分祿。故官無常貴、而民無終賤。有能則舉之、無能則下之。舉公義、辟私怨、此若言之謂也」（尚賢上）、あるいは「是以必爲置三本。何謂三本。曰、爵位不高、則民不敬也。蓄祿不厚、則民不信也。政令不斷、則民不畏也。故古聖王高予之爵、重予之祿、任之以事、斷予之令。夫豈爲其臣賜哉。欲其事之成也」（尚賢中）とあるように、民に畏敬され、また民にも爵を授けられる可能性をもつ、すなわち、直接に民とかかわるとされているのとは大きな相違がある。

つぎに「爵」についての荀子の言及をみてみよう。荀子は孟子とは異なり、「爵」についてしばしば言及している。富

「墨子」における「財」の交換（岡本）

國篇に「先王明禮義以壹之、致忠信以愛之、尚賢使能以次之、爵服慶賞以申重之、時其事、輕其任、以調齊之、潢然兼覆之、養長之、如赤子。若是故姦邪不作、盜賊不起、而化善者勤勉矣」とあるところからすれば、「爵」は先王の制度のもとで一定の位置を與えられ、また君道篇に「人主欲得善射遠中微者、懸貴爵重賞以招致之、內不可以阿子弟、外不可以隱遠人、能中是者取之。是豈不必得之之道也哉。雖聖人不能易也。欲得善馭及速致遠者、懸貴爵重賞以招致之、內不可以阿子弟、外不可以隱遠人、能致是者取之」とあるように、たとえ「人主」にとって疎遠な存在であっても「射」「馭」という技術を媒介にして「爵」とかかわりうる、とされるのである。しかし、また荀子は一方で「古者明王之舉大事立大功也、大事已博、大功已立、則君享其成、群臣享其功、士大夫益爵、官人益秩、庶人益祿」（彊國）として「爵」とのかかわりを士大夫のみに限定し、庶人が「爵」と關係することを否定し、さらに「故君子無爵而貴、無祿而富、不言而信、不怒而威、窮處而榮、獨居而樂。豈不至尊至富至重至嚴之情、舉積此哉」（儒効）、すなわち君子にとって貴さは「爵」に無關係であり、あるいは「爵列尊、貢祿厚、形勢勝、上爲天子諸侯、下爲卿相士大夫、是榮之從外至者也。夫是之謂執榮」

(正論)として、「爵」は「勲榮」、外部から来るたんなる偶然でしかない、とも述べている。「爵」にたいするこうした態度は「古者聖王、唯母得賢人而使之、般爵以貴之、裂地以封之、終身不厭。賢人、唯母得明君而事之、竭四肢之力、以任君之事、終身不倦」(尚賢中)とあることから明らかなように、墨家の「賢人」にとって「爵」を受けることが、かれの「賢」なることにとって必然的なものとして把握されているのに比し、大きな相違があるといえよう。

墨家の「爵」は「古者聖王之爲政」の一手段とされ、「古」の制度であることが強調されているが、しかし、その實質は傳統的な公侯伯子男のいわゆる五等爵制とは異なり、「賢」であるか否かを基準に「在農與工肆之人」までも授ける対象とするものであった。さきに引用した「曰、今也、天下之士君子、皆欲富貴而惡貧賤。曰、然女何爲而得富貴而辟貧賤。莫若爲賢。爲賢之道、將奈何。曰、有力者、疾以助人、有財者、勉以分人、有道者、勸以教人」(尚賢下)とある箇所から推察したところによれば、墨家はこうした爵制を媒介にし、財を有するものから財を持たないものへ財の移動を図るのであるが、こうした推察を裏付けるものとして、いわゆる「兵技巧書」と稱せられる篇の一つ、號令篇の次の記述、「收粟

米布帛錢金、出內畜產、皆爲平直其賈、與主券人書之。事已、皆各以其賈賠償之、又用其賈貴賤多少賜爵。欲爲吏者許之。其不欲爲吏、有欲以受賜爵祿、若贖出親戚所知罪人者許之」が参考となる。戦争時という特殊性はあるものの、「爵」と「粟米布帛錢金」「畜產」とが「其賈貴賤多少」によって交換される、というのであるが、「爵」を媒介として財の移動を圖るという着想が墨家に存在したとの推測の蓋然性を高めるものであろう。

なお、「其賈貴賤多少」とあって財が數量によって量られ、収める財の多少によって受けられる爵の高低に差が生ずるのであれば、「爵」もまた數量によって量られることになろうが、そのことはたとえば、同じ號令篇に「男子有守者、爵人二級」、部下から多數の逃亡者を出した「令丞尉」は「奪爵各二級」とあることによって想定できよう。ところで「爵」を數量化し、計量可能なかたちにしつつ「爵」と財との交換を圖る、という着想は、「十月庚寅、蝗蟲從東方來蔽天。天下疫。百姓內粟千石。拜爵一級」(史記秦始皇帝本紀四年)あるいは「於是文帝從錯之言、令民入粟邊六百石、爵上造。稍增至四千石、爲五大夫。萬一千石、爲大庶長。各自多少級數爲差」(漢書食貨志上)とあるように、秦漢帝國で實施された政

(2) にも、それが果たして墨家の影響であるか否かは問わないにしても、みられることは注意されよう。

これまで、墨家における経済的な次元においての他者とのかかわり、「兼相愛交相利」および「有財者、勉以分人」にかかる問題についてみてきた。そこにおいて「交相利」は「利」の相互應酬としての理解されるのであり、従つて、「交相利」は不特定多數の人々の間にまで擴大する性質を持たないといえよう。また、「有財者、勉以分人」は、この行為自體が「賢」と判断され、おそらくそれは「爵」と結びつく行為であった。すなわち、「賢」と判断し、「爵」を授ける主體である君主の介入を不可缺とする財の移動であった。換言すれば、この財の移動は、物財の生産と消費という経済の次元ではなく、その外部に根據を置いたものということができるのではなかろうか。そもそも、墨家の分業論が即目的に結合可能な男女間の性的分業に終わっているかぎり、経済の次元での他者とのかかわりは、そもそも必要のないはずのものであった。にもかかわらず、財の移動、経済的な次元での他者とのかかわりを墨家が構想するとき、その根據がそれと異なる次元に置かれたのは、當然のことかもしれない。

「墨子」における「財」の交換（岡本）

注

(1) 唐慶增は「墨子の『有餘力以相勞、有餘財以相分』（尙同上）の一語は、分配の精密な意義を示しているとするものもいる。しかし、實際「分配」という名詞は、經濟學にあって二つの異なる意味を持つてゐる。一つは、生產要素の分配であり、他の一つは、個人所得の分配である。墨子のいわゆる『有餘力餘財相分』はまったく道徳問題であつて、この二種の經濟意義とは、無關係である。墨子には實のところ、分配についての學説は無い」（前掲書一七七頁）と述べている。たしかに尙同上篇の語は純粹に經濟的意義においてのみ理解すべきではないだろう。しかし單純に「道徳問題」とのみ考えてよいのか、秩序の形成にかかわっていくといふ意味においてすくなくとも「個人道徳」レベルの問題ではありえない。

(2) 西嶋定生「中國古代帝國の形成と構造——二十等爵の研究——」（一九六一年、東大出版會）、とくに一一八—一二一頁参照。

おわりに

小稿は、墨學の分業論が農業と手工業との分離、さらに分割された諸部分の結合の機能を果たす商業の存在という問題を取り上げていないこと、中心的に取り上げるのは、男性は

農耕、女性は紡績という家庭内分業のみであったことをまず明らかにした。墨家において經濟的次元での他者とのかかわりは、分業が家庭内分業として即ち的に結合している以上、本來必要のないものであろう。にもかかわらず、墨家は君主の權能である授爵を媒介として財の移動を構想したのである。

ここでわれわれが注意しなければならないのは、以下の點ではなかろうか。すなわち、ここにおける他者とのかかわりが經濟外からの強制によって行われること、そしてその強制が効果を示しうるとされる以上、財を分ける側にとっても財を分けられる側にとっても「爵」についての共通の觀念を有していること、この點に注意しなければならないであろう。

孟子における社會的分業とその結合の論理は、經濟的次元において展開していた。經濟的に分離していたからこそ、經濟的な結合が必要なのであって、兩者の間にあらかじめ共通の觀念が存在するからではなかった。それに對し、墨家の場合、經濟外的な強制によつて財の移動が可能となつた。これは、財を分ける側と分けられる側に、「分財」以前に共通の觀念があつた、兩者が共通の紐帶にあらかじめ結ばれていたことを意味しよう。墨家における財の移動、とりあえず經濟

的な次元における他者とのかかわりともみえるそれは、共通の觀念に結ばれた、あらかじめ一體となつてゐる集團の内部における移動であつて、外部とのかかわりを求める移動ではなかつたのである。